生産緑地と相続税納税猶予制度との関係Q&A

（2026.9.17 全国農業会議所：原）

注：詳しくは農業委員会若しくは所轄の税務署にご確認ください。

	質　　問	回　　答（生　産　緑　地）
1	生産緑地の指定をした場合、相続税納税猶予制度はどうなるのか。 【資料37頁　スライド73, 74 参照】 **注：「終生農地利用」とは** 相続税納税猶予制度の基本（市街化調整区域・特定市の市街化区域）は農業相続人自らが終生農業経営を行うことが要件で、これを「終生営農」といいます。「終生農地利用」とは、適用農地において貸借を含めて終生農地として利用することを言います。	三大都市圏特定市以外の市街化区域内農地（「一般市街化区域内農地」といいます）は生産緑地に指定されていなくても相続税納税猶予制度の対象となっています。また、この地域では相続税納税猶予に係る申告期限から20年経過によって猶予税額と利子税が免除されます。 生産緑地の指定が行われた場合には、一般市街化区域内農地の内、生産緑地に指定された農地に限り20年免除の対象外となり、**終生農地利用**（注）となります。これは生産緑地を都市農地貸借法等によって貸し付けても相続税納税猶予制度の対象となることから、高齢などで農業継続が困難になった場合でも農地の保全・継続が可能になったからです。 なお、生産緑地となっていない一般市街化区域内農地では相続税納税猶予制度の対象は「被相続人が自ら農業の用に供していた農地」であり、農業相続人は「申告期限から20年間農業を継続する」ことが必要で、農地の貸し付けや遊休地となった場合には納税猶予の期限が確定します。
2	相続税納税猶予制度の対象となる「都市農地貸借法等」とはなにか。 【資料35頁　スライド69 参照】	「都市農地貸借法」とは平成30年に制定した「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」をいいます。この法律は、農業経営を目的とする者への農地の貸付け（「認定都市農地貸付け」といいます）と、市町村・ＪＡ以外の農地を持たない者（「企業・ＮＰＯ等」と言います）が市民農園を目的とした農地の貸付け（「特定都市農地貸付」といいます）ができるように措置され、この法律に基づいて貸付けられた農地は相続税納税猶予制度の対象となります。 また、都市農地貸借法ができたことで、同時に特定農地貸付け（特定農地貸付法・市民農園整備促進法に基づく市民農園を目的とした貸付け）のうち、一定の要件を備えた農地所有者自らが開設する市民農園の用にに供している農地、市町村・ＪＡが開設する市民農園の用に供している農地も相続税納税猶予制度の対象となりました。 「都市農地貸借法等」とは、相続税納税猶予制度の対象となる都市農地貸借法（認定都市農地貸付けと特定都市農地貸付け）と特定農地貸付法・市民農園整備促進法に基づく特定農地貸付けをいいます。 したがって相続税納税猶予制度の対象となる貸し付けは、①農業経営者に対する貸付け（認定都市農地貸付け）、②企業・NPO 等が行う市民農園を目的とした貸付け（特定都市農地貸付け）、③農地所有者自らが行う市民農園を目的とした貸付け（特定農地貸付け）、④市町村・ＪＡが行う市民農園を目的とした貸付け（特定農地貸付け）であり、それぞれ一定の要件を備えたうえで必要な手続き行う必要が有ります。
3	「相続税納税猶予制度の対象となる」とは具体的に何か。 【資料36頁　スライド71 参照】 **注　「納税猶予の継続・適用には所轄税務署の手続きが必要なので留意して下さい。）**	都市農地貸借法等によって貸付けられている農地で、その他の要件が整っている場合には、次の3つの段階で相続税納税猶予制度の継続・適用ができます。 ①　現に相続税納税猶予制度の適用を受けている農地では、都市農地貸借法等による貸し付けを行っても期限の確定とはならず、納税猶予が継続します ②　被相続人が生前に都市農地貸借法等の貸付けを行っていた農地を相続した場合、引続き当該貸借を継続することで相続人は相続税納税猶予の適用を受けることができます（相続発生後に返還された農地で申告期限内に自ら耕作を開始した場合も相続税納税猶予制度の対象となります） ③　自ら農業を行っていた被相続人から農地を相続した相続人が、申告期限内に相続人自らが農業経営を開始できない場合、申告期限内に都市農地貸借法等による貸付けを行った場合には相続税納税猶予制度の適用を受けることができます（通常の相続及び納税猶予に関する手続も併せて期限内申告をしなければならないので、時間的にはかなり厳しい手続となります）